

平成26年度新宿区外部評価委員会第1部会 第1回会議要旨

<開催日>

平成26年6月26日（木）

<場所>

第一分庁舎6階 演習室

<出席者>

外部評価委員（5名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員
事務局（3名）

中山行政管理課長、三枝主査、松本主任
説明者（4名）

道路課長、みどり公園課長、危機管理課長、地域防災担当副参事

<開会>

【部会長】

平成26年度第1回新宿区外部評価委員会第1部会を開会します。

本日は、経常事業のヒアリングを実施します。

対象事業は、道路課の所管する経常事業449「街路樹の維持管理」、みどり公園課の所管する経常事業445「地域に根ざしたみどりの普及や啓発」並びに危機管理課の所管する経常事業336「被災者支援施設の運営」、経常事業375「地域の初期消火体制等の確立」及び経常事業384「消防団活動への振興助成」の計5事業です。

初めに道路課の所管する事業についてヒアリングを行います。

道路課長よろしくお願ひします。

<委員紹介>

【説明者】

よろしくお願ひします。

<説明者紹介>

【部会長】

ヒアリングに入る前に本会の趣旨についてご説明します。

外部評価委員会はテーマごとに委員会を三つの部会に分けています。この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

平成24年度より経常事業評価の本格実施が始まり、今年度は3年目になります。

外部評価委員会では、今回の内部評価のうち、「経常事業評価Ⅰ」の113事業の中から57事業を抽出して評価します。外部評価する事業は全てヒアリングを実施します。

ヒアリングは、1事業につき30分の想定で行います。前半の15分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めます。

質問が終了しなかった場合などに、追加で文書による質問をする場合もあります。説明は以上です。

では、経常事業449「街路樹の維持管理」のヒアリングに入ります。

初めに、道路課長から事業のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

初めに、本事業の区の施策における位置付けについてご説明します。

まちづくりの基本目標の一つに、Ⅳ「持続可能な都市と環境を創造するまち」があります。これを実現するための個別目標の一つとして、2「都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」があります。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の一つに、②「みどりを残し、まちへ広げる」があり、本事業はこの基本施策の下で、魅力ある街路樹の整備、管理等を行うために展開しているものです。体系については以上です。

次に、事業の内容についてご説明します。

本事業は、予算事業449-1「街路樹、植樹帯等の維持管理」、予算事業449-2「新宿りっぱな街路樹運動（街路樹管理指針の推進）」（以下「街路樹管理指針の推進」という。）、予算事業449-3「新宿りっぱな街路樹運動（計画道路事業における街路樹の整備促進）」（以下「計画道路事業における街路樹の整備促進」という。）及び予算事業449-4「新宿りっぱな街路樹運動（道のサポーター制度）」（以下「道のサポーター制度」という。）の四つの予算事業から構成されています。事業名からもお分かりになると思いますが、大きく「街路樹、植樹帯等の維持管理」と「新宿りっぱな街路樹運動」の二つに分けることができます。

事業の目的は、街路樹や植樹帯を適正に維持管理すること、街路樹等が健全に育成するようきめ細かな管理を行い、歩いて楽しめる道路空間づくりを行っていくことなどです。

具体的な事業手法として、「街路樹・植樹帯の維持管理」については、樹木の補植や伐採、剪定や病虫害防除、植樹帯の清掃等を行っています。

「街路樹管理指針の推進」については、街路樹の目標樹形を設定し、樹形が統一される並木の形成を図るための剪定、街路樹の健全度を示す診断調査、倒木事故等の防止等を行うことで、樹木の健全な育成に努めています。

「計画道路事業における街路樹の整備促進」については、都が施行する都市計画道路事業において、区の新宿りっぱな街路樹運動を周知し、緑量豊かな街路となるよう働き掛けを行っています。

「道のサポーター制度」については、区民に道のサポーターとなっていただき、清掃、除草、植栽の手入れ等を行っていただくことで、道路の維持管理を進めています。

今後の方向性としては「継続」です。区民にとって安全・安心で、快適な道路空間の確保を図っていくために引き続き取り組んでいきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご質問等をお願いします。

【委員】

新宿区が行っている街路樹の範囲に、例えば明治通り、外苑東通りなどの街路樹も含まれるのでしょうか。

【説明者】

基本的に、区が管理する道路、つまり区道の街路樹、植樹帯の維持管理を行っています。ご指摘の明治通りなどは都道になりますので、都が管理をしています。

【委員】

歩道もですか。

【説明者】

はい。

【委員】

道のサポーター制度について、もう少し詳しくご説明ください。

【説明者】

区民、在勤者、法人などに、植栽帯の維持管理、道路の清掃等をボランティアで行っていただく事業です。自主的にそういったものに取り組んでいただくことで、道路に愛着を持っていただくことや快適な道路環境の創出などを目的としています。

現在のところ、43団体に道のサポーターとしてご登録いただいています。区は、清掃用具の貸出し等を行っています。

【委員】

具体的に何をするのか分からないので、どのようなシステムで、参加者はどのような活動を行って、区のコントロールはどうなっているのかをご説明ください。

例えば私が道のボランティアになりたいときにはどうすれば良いのか、町会等地域との連携は取れているのか、区への報告、連絡はどのような形になっているのかをご説明ください。

似たような取組である公園サポーターについては、年に1回、何をしたのかを区に報告しますが、サポーター全体のまとまりとか、区のコントロールがあまりない印象を受けます。

道のサポーターについてはいかがでしょうか。

【説明者】

道のサポーターになっていただくときには、区と団体又は個人の間で、どういうことをやりたいのかご提案をいただき、できるだけそれを尊重しながら、基本的には清掃、除草、植栽の手入れといった道路の管理の中から、場所、内容、頻度等を話し合って決めています。ただし、

宣伝活動、営利活動、危険な行為その他公共の利益に反するようなことについてはお断りしています。話がまとまれば合意書を取り交わし、その後、道のサポーターとしてご活動いただく形になっています。

区内に在住、在勤又は在学している個人又はその方々で構成される団体、区内に所在する法人又は団体を対象にしています。

【委員】

道のサポーターであることは、見た目に分かるのでしょうか。

【説明者】

腕章をお貸ししたり、その場所にサポーターでやっていますという趣旨の掲示をしたりしています。

【委員】

例えば、区民から都道又は国道に関する要望が出された場合には取り次ぐなど、国や都との連携は取れているのでしょうか。

【説明者】

ご指摘のとおり、区民の方は、どこが区道なのか、都道なのか、国道なのかというのは分からない方が多いと思いますので、区に国道や都道に関するご要望等をいただくこともあります。そういったときには、区のほうで関係するところにお伝えしています。

【委員】

道のサポーターについて、一般の区民の方向けに区報等での募集はしているのでしょうか。それから、いつ頃始まった制度なのでしょうか。

【説明者】

開始は平成17年度です。

PRについては、ホームページで行っているほか、パンフレットを庁舎での配布や、区の催しのときなどに配布をしています。

【委員】

43団体が登録されているとのことですが、人数的にはどうなのでしょう。

【説明者】

現在ご活動していただいている方が約330人です。

【委員】

先ほど公園サポーターについて意見のあったとおり、せっかくボランティアとしてご活動いただくわけですから、意見を取り入れることのできる、発展性のある事業になると良いと思います。また、このような方がいることやその取組をもっと広く区民に知っていただく必要があると思います。

【部会長】

関連して、道のサポーター制度を導入することで、例えば財政負担が軽減されたなど、具体的な効果はあったのでしょうか。

【説明者】

直接に費用を削減したということはありませんが、清掃や植栽の手入れをしていただくことで、道路環境の改善には効果があると考えています。

【部会長】

例えば、道のサポーターが清掃を行っている路線について、区が清掃業者に委託して清掃している路線から省くようなことはないのでしょうか。

【説明者】

清掃事業者と同じ水準で、大規模にサポーターの方々が清掃できるのであれば可能性は全くはないと思いますが、現実にはなかなか厳しいところです。

【委員】

どの団体がどの路線を清掃しているのかということは分かるのでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

では、サポーターの足りない地区に入っただけのよう働き掛けることなども可能なのでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

例えば、サポーターの分布図を作るなどして、整理し、働き掛けていくとより効果的になると思います。

【説明者】

そうですね。

【委員】

この事業だけではないのですが、ボランティアに対する区の考え方、責任の範囲と行動の範囲をしっかりと整理してほしいと思います。道のサポーターの場合、そのような線引きはどこかで定められているのでしょうか。

【説明者】

道のサポーターの場合、掃除、植栽の手入れ等がメインであることを、道のサポーターとの取決めの中で明確にしています。

【部会長】

例えば、道のサポーターが「この樹種はおかしいのではないか。」とか、「景観上、違う樹種のほうが良いのではないか。」とかの意見を出したい際には、区との意見交換等を行うことはできるのでしょうか。

【説明者】

まず、樹種の変更等のご要望についてですが、路線的に高木なりを植えている部分がありま

すので、道のサポーターが管理している区間だけ樹種を変えるというのはなかなか難しいと思います。

【部会長】

確かに、道のサポーターが管理する区間は短いですからね。

【説明者】

はい。

区では、目標樹形を数値的に定めるなど、並木がある程度整然と整備されるような管理をしていますので、樹種の変更などは難しい部分があります。

【部会長】

区が専門家としてやっているの、あまり意見を言っても反映はされないということですね。

【説明者】

ある程度大きな規模で改修がある場合などに、地元の方と考え方についての話し合いは当然ですが、植樹後に植え替えるとなると、それが良いのか悪いのかという話にもなります。

【委員】

なるほど。

路線ごとに街路樹の管理指針があるとのことですが、これはどのように策定されているのでしょうか。

【説明者】

街路樹管理指針は、まず、例えば桜の植わっている路線、繁華街の路線など対象とする路線をある程度決め、それぞれの特性なども踏まえた管理の指針、例えば桜を植樹するのであればそれに合った指針を定めて、その管理指針に基づき剪定等を行っているものです。

【委員】

街路樹の傾向として、落葉樹が減って常緑樹が増えている印象を受けるのですが、これは区の方針なのでしょう。

【説明者】

区道の街路樹については、区の木であるケヤキが多くなっています。あとは、ハナミズキや桜が多いのですが、特に落葉樹をやめようとか常緑樹を増やそうといった方針を定めているわけではありません。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、道路課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

では、次にみどり公園課の所管する事業についてヒアリングを行います。

みどり公園課長よろしくお願ひします。

【説明者】

よろしくお願ひします。

<趣旨説明・委員紹介・説明者紹介>

【部会長】

では、経常事業445「地域に根ざしたみどりの普及や啓発」についてご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

まず、施策の体系についてご説明します。

まちづくりの基本目標の一つに「IV 持続可能な都市と環境を創造するまち」があります。これを実現するための個別目標の一つとして「2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」があります。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の一つに「② みどりを残し、まちへ広げる」があります。本事業は、この基本施策の下、区と地域が一体となつてみどりの普及に取り組み、区民がみどりと触れ合う機会を増やし、多くの区民がみどりを楽しむことを目的として展開している事業です。

施策の体系については以上です。

次に、本事業の概要をご説明します。

本事業では「みどりの協定」「みどりに関する講座・イベントの開催」「緑化相談、みどりの巡回サービス等」の大きく三つのことに取り組んでいます。

「みどりの協定」は、まちを歩く人たちが花やみどりを楽しむことのできる、うるおいのある地域づくりを行うことを目的としています。家庭の玄関先や店舗の店先などにプランター等による緑化を行っている団体と区が協定を締結し、区が花苗や必要な資器材を支給するものです。また、制度の概略を記載したチラシを作成するなど、本制度の周知を行っています。

対象は、ある程度まとまってみどりの景観を作っていく観点から、10戸以上で構成されている団体です。最近では町会単位で協定を結ぶケースが増えています。それから、敷地面積が1,000㎡以上の事業所で道路に面しているなど、公共性が高い場所で行われる緑化も対象となっています。

協定に基づく区の資器材の支給は、年1回行っています。支給額の上限は、1戸当たり年間5,000円かつ1件当たりで20万円です。例えば10戸ですと5万円が上限となります。

実績としては、平成26年3月末現在で協定締結団体が41団体、人数が677人となっています。

「みどりに関する講座・イベントの開催」は、みどりにふれあう機会が少ない都市部において、区民一人一人がみどりについて考え、みどりの普及に協力してもらえるよう、みどりに関する講座の開催や、イベントなどの機会を捉えたみどりの普及・啓発活動を行うものです。

具体的には、寄せ植えなど身近に楽しめるもの、都市部ならではの緑化手法である屋上緑化の見学会の開催などを行っています。また、講座を通して区民が作成した作品及び一般の方が

ら募集した作品を「みどりと花の展示会」で、年1回、本庁舎1階のロビーで展示しています。それから、新宿御苑の春と秋年2回のイベント、戸山公園でのふれあいフェスタなどのイベントを行っています。それから、地域ごとの地域センターまつりにも出展しています。お子様に楽しんでもらえるような紙とんぼづくり、エアプランツという特殊な植物を使った工作体験などを交えながら、みどりへの取組をPRしています。

平成25年度の実績としては、講座を3回、イベント6回実施し、参加人数は合わせて390人でした。

「緑化相談、みどりの巡回サービス」については、緑化相談は、日常的に区民から寄せられるみどりに関する様々な相談に専門知識を持つ職員が応じるものです。また、イベントに合わせて専門の先生をお招きして相談会なども行っています。みどりの巡回サービスは、樹木の状態など、現地に行って物を見なければ分からない場合に、区の職員が相談者の自宅などに出向いて、対象の植物を実際に見た上で維持管理などのアドバイスを行うものです。平成25年度実績としては、緑化相談については、イベント等での緑化相談が10回、みどりの巡回サービスによる緑化相談対応は14件でした。このほか、電話での相談等は多数あります。

事業経費としては、平成25年度ベースで552万6,000円です。みどりの協定による緑化の資器材等の材料費のほか、イベントへの参加経費、イベントで使用する材料費などが主なものです。みどりの協定に係る経費が平成25年度ですと380万で、経費全体の70%程度を占めています。

区民との協働による地域のみどりの普及と広く区民の皆さんがみどりに関心を持っていただくための啓発活動は、地道ではありますが区の緑化施策を下支えする重要な取組であるため、今後も継続していきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご質問等をお願いします。

【委員】

巡回サービスはいつから始めたのでしょうか。

【説明者】

平成3年ぐらいからです。

【委員】

屋上緑化は、どのような効果があって、どの程度の普及を目標としているのでしょうか。

【説明者】

新宿は、区内の地面部分のみどりを作ることが難しいため、屋上緑化が、まちの緑化手法として有効です。

「みどりとうるおいのある持続可能な都市“新宿”の実現」を目指す区の個別計画である「新宿区みどりの基本計画」の中で、区全体で平成22年度現在17.87%である緑被率を、10年間で1%アップすること、また、将来的には25%にすることを目標として定めていますが、屋

上緑化単独での目標は特に定めていません。なお、平成25年現在の緑被率は17.87%です。

【部会長】

屋上緑化は緑被率に入るのでしょうか。

【説明者】

入ります。

【委員】

屋上緑化についても、補助金などの制度があるのでしょうか。

【説明者】

はい。屋上緑化についてはみどりの巡回サービスとは別に制度を設けており、ご相談いただければ区の職員がお伺いし、補助制度のご案内をいたします。

助成金ですから上限がありますが、年間の目標を立て、それに向けて努力しています。

【部会長】

「みどりの協定」について「緑化を行っている団体」というのはどの程度の規模ならば良いのでしょうか。

【説明者】

10戸以上、10人以上を一つの団体としています。

【部会長】

「みどりの巡回サービス」について、区が行うより民間の専門家等とネットワークを組んで、その方に行っていただく方が効果的・効率的な印象を受けるのですが、そのような動きはないのでしょうか。

【説明者】

今のところありません。実績がそれほど多いわけではないこともありますので。ただ、職員が見に行った後について、私有地の場合は、区の職員が直接剪定をすることや、何か手入れをすることはできません。必要であれば、専門の事業者の紹介などは行っています。

【部会長】

実績がそれほど多くないのは、知らない人が多いということではありませんか。

【説明者】

というより、電話によるご相談でアドバイスできてしまうことが多くあります。現地を見なければ何とも言えないものについて、職員が出向いているものです。

【委員】

屋上緑化について、新たに建物を建てる人たちへの勧奨は行っているのでしょうか。

【説明者】

「新宿区みどりの条例」の中で、敷地面積が250㎡以上の建築行為については、条例に基づく「緑化計画書」を区に提出し、一定の基準を満たす緑化をすることとしています。その中で、屋上緑化についても誘導をしています。

【委員】

建築を申請する所管と情報を交換しているということですか。

【説明者】

建築確認の前に、みどり公園課で緑化計画書の手続をしますので、漏れはないと思います。

【委員】

既存の建物だと、重量や防水などの問題がありますから、なかなか難しそうですね。

【説明者】

そうですね。普通の建物ですと、助成金を申し込んでいただく際に、耐荷重証明書をご提出いただき、その耐荷重の範囲での実施であることを確認した上で助成しています。

【委員】

以前は土を入れていたためかなり重かったようですが、今はかなり軽くなっていますよね。

【説明者】

そうですね。軽量土壌といって、いろいろなものが開発されますので、既存の建物でも、工夫すればかなりのものができると思います。

【委員】

区の広報での周知はされているのでしょうか。

【説明者】

はい。7月号の広報にも載っています。

【委員】

この事業だけではありませんが、事業の周知は行政の大きな課題だと思いますので、工夫をしていただければと思います

【説明者】

おっしゃるとおり、広報に関しては区全体の課題といえます。粘り強い周知を心掛けたいと思います。

【委員】

そうですね。

【部会長】

「みどりの巡回サービス」について、高齢者人口が増加していくことを踏まえ、例えば福祉部との連携により、見守りの機能を追加することなどは可能なのでしょうか。

【説明者】

そうですね。巡回サービスで行く家庭には、高齢者の方が一人暮らしをしているところもありますから、区の職員として、福祉につなげることは現状でも可能だと思います。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

ではみどり公園課へのヒアリングは以上とします。

みどり公園課長、ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

続いて、危機管理課の所管する事業のヒアリングを実施します。

なお、経常事業336「被災者支援施設の運営」については危機管理課長、経常事業375「地域の初期消火体制等の確立」及び経常事業384「消防団活動への振興助成」については地域防災担当副参事からのご説明となります。

危機管理課、よろしく申し上げます。

【説明者】

よろしく申し上げます。

<趣旨説明・委員紹介・説明者紹介>

【部会長】

では、経常事業336「被災者支援施設の運営」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

危機管理課の所管する防犯・防災全般の一部として、被災者支援施設の運営を行う事業です。

主として区内で火災が発生したときに、火災で焼け出された方が一時的に身を寄せることのできる施設を、区として確保するものです。ちなみに、新宿区では毎年200件以上の火災が発生しています。そのほか、台風その他の災害等によって住宅に被害を受けた区民も想定していますが、実際には、区の場合、水害等で住めなくなった事例はあまり起きておらず、ほとんどが火災となっています。

確保している施設は、職員防災住宅のうち2か所、加賀町の被災者用防災住宅と西早稲田の被災者用防災住宅の1部屋ずつを確保しています。それから、被災者一時滞在施設（母子支援施設併設）という、23区の一部事務組合が運営している母子支援施設「のぞみ荘」のうち2部屋を、本事業専用として1年を通して確保しています。

事業の経費としては、区有施設を確保している職員防災住宅はあまり大きなものではありません。母子支援施設が経費としては主たるもので、毎年、約400万円程度の事業費のうち、約370万円がかかっています。これは、2部屋を確保する費用のほか、職員が24時間、被災者が出た場合に受入れをしていただくための委託も含めて支払っているものです。

目標・指標については、事業の性質上、目標を立てて、それに向かって実施していくという事業ではないため設定していません。

活動実績としては、毎年、被災されて、ご親族やお知り合いの家などに行くこともできない方がどの程度いるかによって変動します。ただ、加賀町住宅については、施設のちよつと居心地が悪いというのでしょうか、男子用の防災職員住宅であることなどから、どうしてもほかの施設が空けられないときにのみ入れるようにしているため、ここ2か年ほど実績はありません。

なお、区ではこの事業のほかに、区の旅館組合と協定を締結し、焼け出された人用に、1泊5,000円で宿を提供してもらふ事業があります。ただ、こちらについては一般のホテルですから、特に週末などはほぼ一杯で、真夜中に連絡してもなかなか入れない状況があります。そのような面からも、施設を活用する形で確保しています。

区では深夜等に本事業に対応する必要などから、閉庁時には本庁舎に管理職が1名、毎日交代で常駐しています。火災等の発生時には現場に赴き、まず旅館のあっせんをし、駄目な場合には被災者支援施設にお連れしています。

被災された方は、突然の出来事にかなりショックを受け、茫然としてしまっていますから、まずは朝まで身を寄せる場所を区で確保し、落ち着いてからその後の生活再建などを考えていただくものであり、今後も本事業を継続していく必要があると考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご質問をお願いします。

【委員】

空き部屋を1年間ずっと確保しているというのはもったいないような気がします。旅館やホテルなどとの連携を強化することはできないのでしょうか。

【説明者】

ホテルについては、どうしても一杯で泊まれない状況が発生しますので、そういったときに確実に泊まれる場所を確保する必要があります。

予約して泊まるということがあまりない、いわゆるラブホテルであれば確保しやすくはあると思いますが、施設の性質上、行政が被災者にあっせんするには向かない面が多く、基本的には、なかなか手出ししにくいものがあります。

【委員】

職員防災住宅というのは、職員も使う場合があるわけですね。

【説明者】

基本的に職員が寝泊まりする施設です。その中に部屋を確保しています。

【委員】

優先順位としてはホテルが一番なのでしょうか。

【説明者】

はい。

ご親族やお知り合いのところに行く方を除けば、まずホテル、次いで西早稲田、のぞみ荘、加賀町といった優先順位になります。

【委員】

職員防災住宅については経費はほとんどかからないとのことですが、実際にはどの程度になるのでしょうか。

【説明者】

区の施設ですから確保そのものに経費はかかりませんので、利用があった際のシーツの洗濯代程度です。

【委員】

のぞみ荘について、経費が年間370万ぐらいですから、約1日1万円強かかっていることになりますよね。泊まらないことも多い部屋を確保するというのもったいないような気がします。

【説明者】

金額については特別区人事・厚生事務組合との協定によるものです。先方からすれば、泊まっても泊まらなくても2部屋を必ず確保しなければいけませんから、このくらいの金額にはなってしまうと思います。金額については、区と先方との協議の中で、これまでも多少、下げていただくことはありましたが、今後も協議が必要と考えています。

【委員】

職員防災住宅の確保数を増やすことなどは検討されているのでしょうか。

また、例えば空き家の使用など新たな手法の検討はされているのでしょうか。

【説明者】

西早稲田、下落合及び上落合にも職員用防災住宅はありますが、そもそも職員防災住宅というのは災害発生時に職員が駆けつけることのできるよう整備している施設ですから、こちらもできれば減らしたくないと考えています。また、空き家の使用などについては、これまでのところそのような検討はしていません。

【部会長】

公共的な集合住宅の空き家をストックすることなどは面白いアイデアですね。

【委員】

ただ、部屋だけあっても駄目ですから、寝具などの準備や整備、維持管理なども必要になりますよね。

【部会長】

そうですね。

【説明者】

はい。ほかにも、使用する都度クリーニングなども必要になると考えられます。

【委員】

そうすると、やはり旅館やホテルが確保できることが一番になりますね。

【説明者】

はい。区としてもホテルが空いていれば一番良いです。

【委員】

もちろん強制的はできませんが、もっと協力してもらえるような協定を締結してホテルにお任せできれば、より早く確実な対応となるのではないかと思います。

【委員】

のぞみ荘というのは、母子支援施設ということですから、例えば家庭内暴力等の被害者の避難所として使われている施設なのでしょうか。

【説明者】

そうですね。

【委員】

のぞみ荘の管理者というのは、新宿区が権利を持っている団体ではないのでしょうか。

【説明者】

23区が共同で設立した組合で、個別の特別地方公共団体です。

【委員】

火事で焼け出されたときに一晩泊まれる場所を、区が福祉的な立場から確保することに費用を支出するというのは、良いことだと思います。

【説明者】

議論はあるところだと理解していますが、消防団体などからはとても喜ばれています。また、延焼した場合などに出火元の住人と延焼先の住人を同じ場所に泊めてしまうと、トラブルになるおそれがあります。そういった面からも、複数の施設を確保している意義はあるのかなと思っています。

【部会長】

活動実績について「西早稲田被災者一時滞在施設（定員3名）の利用」の対象者に「東日本大震災被災新規職員含む」とありますが、こちらのご説明をお願いします。

【説明者】

東日本大震災の被災者に、4月から新宿区の職員になる者がいました。その時点では職員ではなかったのですが、その者を何泊か西早稲田被災者一時滞在施設に受け入れた実績がありました。

【部会長】

分かりました。

確認ですが、これは大規模災害よりは日常的な火災等への対応を想定している事業ですよ。

【説明者】

はい。まずは日常的な火災等を想定しています。

ちなみに、集合住宅などが火災となり、多くの方が焼け出されてしまえばこれでは足りないのですが、そのような場合には区役所にお連れして、一晩過ごしていただくことになります。

【委員】

活動実績について、「のぞみ荘B室（定員2名）の利用」は平成23年度106泊111日と数値が飛びぬけて大きいのですが、実績がこれだけ多くなっても費用は変わらないのでしょうか。

【説明者】

シーツ代のクリーニング代などは変わりますが、施設に支払う金額は一定です。

【部会長】

ホテルとの協定にかかる費用というものはあるのでしょうか。

【説明者】

ありません。

宿泊に際して、ご本人が5,000円をホテルに支払うのみです。

ちなみに、住宅課が実施している別の制度で、火災で焼け出された方に助成金を出すものがあります。

【委員】

ホテル側の出費はあるのでしょうか。

【説明者】

普段は、8,000円とか1万円で提供しているのに、5,000円しかお金が入ってこないというのは、ある意味で出費といえます。その部分については、区からの補てん等もしていません。

【委員】

ホテル側にそうしたデメリットがあるから、先ほどのようにある意味貸し渋るような状況が発生するのであれば、のぞみ荘を借り受けている費用を使って、全額を支払えるようにすることも考えられるのではありませんか。本人負担が5,000円で、残りを区が負担する。

【説明者】

物理的に空いていないという話なので、難しいです。

【委員】

ホテル側だってビジネスですから、絶対に部屋を空けておくわけにはいかないと思います。だから、実際に部屋がなくて断られていることも多いと思います。

この事業は、いわば区民のための保証だと思います。いつでも使える部屋を370万円ほどで確保していると考えれば、私は必要性のある事業だと思います。私だって明日焼け出されるかもしれないのですから。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では経常事業336「被災者支援施設の運営」については以上とします。

<地域防災担当副参事入室>

【部会長】

続いて経常事業375「地域の初期消火体制等の確立」です。ここからは地域防災担当副参事からご説明をお願いします。

【説明者】

地域防災担当副参事です。よろしくお願いします。

<説明者紹介>

区の施策体系における本事業の位置付けとしては、まちづくりの基本目標の一つ「Ⅲ 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」を達成するための個別目標の一つ「3 災害に備えるまち」を達成するための基本施策の一つ「② 災害に強い体制づくり」の下で実施して

いる事業です。

本事業は、初期消火体制を確立するために展開しており、予算事業375-1「消火器の配備(地域配備消火器の維持管理)」、予算事業375-2「消火器の配備(生活保護世帯への配布)」、予算事業375-3「各種水利の維持管理(防火貯水槽)」、予算事業375-4「各種水利の維持管理(小型防火貯水槽)」、予算事業375-5「各種水利の維持管理(井戸)」、予算事業375-6「小型消防ポンプの保守点検」の六つの予算事業から構成されています。

「消火器の配備(地域配備消火器の維持管理)」は、現在新宿区内の街角に設置している約3,800本の消火器の維持管理を行うものです。また、防災区民組織の方などが訓練のため消火器を使用した場合に、個人所有の消火器の薬の詰め替え等を行う事業です。

「消火器の配備(生活保護世帯への配布)」は、生活保護受給世帯に対し、スプレータイプの簡易型消火器を配布する事業です。

「各種水利の維持管理(防火貯水槽)」は、災害時の消防水利として、公園、児童遊園等の区有施設に設置している、40トンの防火水槽の維持管理を行う事業です。防火水槽は、現在94基設置しています。

「各種水利の維持管理(小型防火貯水槽)」は、公園等の区有施設や民間の敷地に設置している5トンの小型防火水槽の維持管理を行う事業です。小型防火水槽は、現在208基設置しています。

維持管理の内容としては、点検と修繕です。

「各種水利の維持管理(井戸)」は、生活用水を確保するために、区が「災害用井戸」として協定を結んでいる、主に個人宅の井戸の維持管理を行う事業です。現在、個人宅に108基、区の施設に5基、合計113基の井戸を維持管理しています。なお、ここでのいう生活用水というのは、飲み水のことではありません。

「小型消防ポンプの保守点検」は、先ほどご説明した5トン又は40トン水槽を活用し、初期消火に当たるための小型消防ポンプの保守点検を行う事業です。この小型消防ポンプは、主に防災区民組織に配備しており、現在260台あります。

事業の目標・指標としては、現在、3,797本ある消火器の設置本数を、平成29年度末までに4,000本に増やすこと、及び現在5トン及び40トン併せて302基ある貯水槽について、平成29年度まで現在の水準を維持していくことの二つを設定しています。4,000本の根拠としては、当初設置したときに、約4,000本あったものが、少しずつ減ってきていることを踏まえ、当初の水準に戻すものです。

事業経費としては、平成25年度決算額で4,879万5,000円、予算の執行率は92.8%でした。全て一般財源です。

本事業を担当している職員は、全て常勤職員で0.81人です。

事業の概要については以上です。

次に、事業評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、地域の初期消火体制の確立とその維持を行政が、

こうした設備を利用した初期消火体制を地域住民が担うことで、明確な役割分担ができています。そのため「適切」と評価しました。

「手段の妥当性」としては、初期消火体制の確立のため、地域防災協議会、避難所管理運営協議会等で説明を行い、利用を推進していること、消火器、小型消防ポンプ等について、維持管理を行うとともに地域の方々に訓練等で利用を呼び掛けていることから、効果的な運用を図ることのできる手法であり「適切」と評価しました。

「効果的・効率的な視点」については、利用頻度は高くないものの、消火活動体制が確実に行えるよう、地域と協働しながら、年間を通じて訓練を行うことは、初期消火体制を図る上で効果的であり「適切」と評価しました。

「目的又は実績の評価」については、消火器、水槽等の設置数が横ばいとなっていることから、全体としては「適切」と評価しましたが、民間の敷地に設置している5トンの防火貯水槽について、所有者の変更、再開発などにより、若干の減少傾向にあります。今後は、所有者の理解を得るよう努めるとともに、公園等の公の施設を新規で増やすときに貯水槽を設置するなどの対策を考えていきたいと思っています。

「総合評価」については、初期消火体制の整備は地域の防火防災力強化に必要不可欠であること、維持管理はもとより、機能性の高いものに更新していることなどから「適切」と評価しました。

「事業の方向性」としては「継続」です。

「改革改善の内容」としては、先ほどご説明したとおり小型防火貯水槽の減少に歯止めを掛けていかなければいけないと考えています。また、小型消防ポンプについて、比較的古いものが多く老朽化が進んでいますので、早期の更新を進めていきたいと考えています。

「類似・関連」としては、「各種水利の維持管理(防火貯水槽)」と「各種水利の維持管理(小型防火貯水槽)」を分ける必要があるのか、検討する必要があると考えています。

「受益者負担」については対象外です。

「協働」については、貯水槽の設置に民間の土地の提供を受けたり、訓練についても行政と地域が協働で行ったりと、協働で事業を進めています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問等をお願いします。

【委員】

小型防火水槽について、大体どの程度の消火能力があるのでしょうか。

【説明者】

配備している小型消防ポンプを使うと、10分程度でなくなります。

【委員】

普通のビルに設置している貯水槽は大体1トン程度ですから、約5倍ですが、それでも10分程

度なのですね。

【委員】

町会で小型消防ポンプの操法練習をするときなどに思うのですが、地域によっては、ポンプを置く場所がなかなかないこと、水利がないことなどから、実際に役立つのか疑問があります。消防団と連携して災害に備えるのは良いのですが、何か違う方策は考えられないでしょうか。

他自治体では、小型消火栓を活用しているところもあるようです。20ミリ程度の水道管があれば使用できるため、実用性もあると思います。そういった検討はされているのでしょうか。

【説明者】

新宿区でもスタンドパイプの配布などは行っておりますが。

【委員】

あれは重くて高齢者では持てないですよ。また、道路に設置されてある消火栓を開けてセットすることは、なかなか難しいと思います。

【説明者】

ご提案のあった水利は、スタンドパイプより水量は少ないのですが、簡易的で、そういう意味では非常に使いやすく有効な機材だと思っています。

【部会長】

小型消防ポンプを置く場所のない地域もあるのですね。

【委員】

はい。町会内に置けないので、隣の町会内に置いているところなどがあります。

【委員】

初期消火というのは、消防車が来るまでの時間だと思いますが、具体的には大体何分ぐらいを想定しているのでしょうか。また、小型消防ポンプなどは、一基でどの程度の範囲をカバーできると想定しているのでしょうか。

【説明者】

平時であれば、通報してから消防車が来るまでに、5分から10分の想定になります。

次に小型消防ポンプについては、何メートルという距離や範囲ではなく、基本的に防災区民組織という、町会を単位とする実地組織に1台ないし2台を配備しています。なお、現在防災区民組織は206ありますが、260台を配備しています。

【委員】

防災区民組織の人がいなければ使用できないということでしょうか。

【説明者】

といいますか、住民組織なので、構成している方は大体が住人です。

【委員】

住民は大体使い方などが分かっているということでしょうか。

【委員】

そうですね。そのために日頃から訓練等をされています。

【委員】

ただ、公園の倉庫などに保管していると、鍵が掛かっている場合も考えられますよね。

【委員】

それは、町会等が組織として対応する必要があるのでは。

【委員】

実際に、火事の現場で小型ポンプを使用した実績はあるのでしょうか。

【説明者】

危機管理課長です。

消火器等についてはもちろん実績がありますが、小型ポンプについては、先ほど申し上げたとおり、平時であれば5分から10分で消防が来ますから、普通の火事で使う場面はまずありません。こちらが想定しているのは、例えば大地震です。大震災があったときには、あちらこちらで火事が起こることが想定されますから、消防が来られないことも十分に考えられます。そういったときのために置いているとお考えください。平時にももちろん使用できますが、恐らくその前に消防車が来ます。

【委員】

ただ、水利がないとポンプがあっても使えませんよね。

貯水槽に水をためるのには相当時間がかかるでしょう。

【説明者】

危機管理課長です。

そうですね。貯水槽を使った訓練もやりますが、実態としては厳しいところはあります。

ただ、水道が止まることも想定されますから。

【委員】

水利については、これからビルや家を建てるときに、直結して消火できるよう水道管に消火栓を付けてもらうなどの工夫が必要だと思います。

【委員】

小型ポンプの必要性についても検討が必要ではありませんか。

【委員】

あったほうが良いのは間違いないのでは。

【委員】

そうですね。いざというときにあるのとないのでは大きな違いでしょう。

【部会長】

そうですね。

現在の事業内容については十分にやっているようですが、地域によっては水利と消防ポンプの関係がうまくいっていないところがあるようですから、今後はこのような課題の解決に向けた検討も必要になると感じます。いかがでしょうか。

【説明者】

ご指摘のとおり、ポンプを支給しても活用できなければ意味がありませんから、設置場所等には工夫が必要だと思います。

新宿区という土地柄、ポンプや消火倉庫を置く場所については、町会さんなども工夫はされていますが、限界があるのが現実です。現に、防災倉庫の確保に係るご相談は当課にも頻繁に寄せられています。

区としても、例えば公園に防災倉庫を作ろうとしても、公園の機能を維持しなければいけないこと、公園の建ぺい率を超えた構造物は置けないこと、建築基準法による届出が必要になることなど、法的な制限もありますので、なかなかうまくいかないのが現状です。

【部会長】

せっかくいろいろなものを整えても、それがつながらないから初期消火できないのではしょうがないですね。

【説明者】

ただ、区や町会の方の工夫、努力により、基本的に設置はできています。

【委員】

町会との連携が重要ですから、町会への要望にも十分に応えてほしいと思います。

【委員】

消火器について、一般の区民にも配っているのでしょうか。

【説明者】

配布というのはありませんが、本事業とは別に、消火器のあっせん事業があります。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では経常事業375については以上とします。

続いて経常事業384「消防団活動への振興助成」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

区の施策における位置付けについては、先ほどの事業と同様です。

地域に密着した防災機関である消防団の活動や各種事業に対して助成を行うことを目的としています。

予算事業384-1「消防団への事業助成 3消防団」、予算事業384-2「消防団用具等の購入」、予算事業384-3「優良消防団員表彰等」、予算事業384-4「優良消防団員表彰等（消防団員家族観劇会）」の四つの予算事業から構成されています。

「消防団への事業助成 3消防団」は、消防団の防火防災思想の普及啓発や教育等に関する事業、防災訓練や指導に関する事業など、地域の防火防災力の向上に資する事業に対し助成を行うものです。

「消防団用具等の購入」は、消防団が使う資器材購入の助成を行っているものです。平成25年度は、トランシーバー7機、簡易テント12基、小型の台車12台等の購入を助成しました。

「優良消防団員表彰等」は、消防団の士気の高揚、組織の活性化等を目的として表彰を行っています。また、東京都知事から諮問を受けた事項について、答申を行うため開催する消防団運営委員会に係る事務費を負担しています。

「優良消防団員表彰等（消防団員家族観劇会）」は、日頃から消防団の活動を支えていただいている消防団員のご家族及び消防団員ご本人に対し、士気高揚のため、また、日頃の活動に対し敬意と慰労を表すため、観劇会への招待を行っている事業です。

目標・指標としては「消防団の定員」を、平成29年度までに550人にすることを掲げています。現況は520人で、達成率が約95%となっています。

事業経費については、平成25年度の決算額が1,190万3,000円、執行率は98.5%でした。特定財源として、優良消防団の表彰等に対し、11万4,000円が、特別区事務処理特例交付金が充当されています。

担当職員は、全て常勤で平成25年度は0.45人です。

事業の概要については以上です。

次に評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、地域に密着して、地域で即時に対応できる消防団の活動を支援することは行政として「適切」と評価しました。

「手段の妥当性」としては、地域に密着した消防団が地域住民へ訓練指導することで、地域の実情、状況、目的等に応じた訓練を指導することが可能であり、効果的な地域防災行動力の向上が期待できること、消防団は、公助と共助の両方の側面があることなどから「適切」と評価しました。

「効果的・効率的な視点」については、区内の3消防団については、19の分団ごとに受持ち地域で効果的な訓練を実施していただいていること、団員の多くは受持ち地域に居住しているため早期の対応が可能であることなどから、効果的な消防活動が実施できると評価しました。

「目的又は実績の評価」については、消防団は将来にわたり地域の防災力の中核として欠くことができない存在であり、その活動を支援していくことは「適切」と評価しました。

「総合評価」については、消防団は、国も支援していること、地域の防災力の向上が図られることなどから「適切」と評価しました。

「事業の方向性」は「継続」です。消防団は日頃より献身的に活動し、地域の防災リーダーとなっていることから、区として、今後も積極的に消防団を支援していくとともに、一層連携して減災社会の実現に取り組んでいきたいと考えています。

類似・関連する事業はありません。

受益者負担は対象外です。

協働については、消防署あるいは防災自主区民組織の防災訓練等における訓練指導を消防団との協働により実施しています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問等をお願いします。

【委員】

消防団は消防署に属していると思うのですが、町会や区とも関連しているのでしょうか。

【説明者】

直接の管轄は消防署になるのですが、特別区という特殊な事情から、少し複雑な役割分担になっています。市町村ですと、担当する事業に消防がありますので、一体的に運営します。特別区の場合は、東京都に消防組織がありますので、消防団の所管は消防署となりますが、消防団支援という市の役割は特別区が担うことになっています。

【委員】

例えば、消防団員がけがをしたときは、どこが責任をとるのでしょうか。

【説明者】

消防署の共済事業の中で対応します。

【委員】

そうすると、所管は全て消防署なんですね。

【説明者】

そうです。管轄しているのは消防署です。

【委員】

人事なども全てですか。

【説明者】

危機管理課長です。

人事といいますか、任免は区長が行います。ややこしいのですが、本来は市町村の行う事務である関係から、一部の事務については、事務処理特例条例により区長が行っています。

【説明者】

先ほどご説明した、特別区事務処理特例交付金という特定財源は、このような事務に係る経費について、都が区に対し交付するものです。

【委員】

消防団の人は専任なのでしょうか。

【説明者】

非常勤の地方公務員です。

【委員】

例えば資材の配備など運営も消防署が行っているのでしょうか。それとも、区から支給する部分があるのでしょうか。

【説明者】

危機管理課長です。

本体は東京消防庁です。それを区が支援しています。

【説明者】

報酬は消防庁から出ています。

【部会長】

消防団員の方は、いわゆるサラリーマンは少なく、地元で稼業をやっているような方が多いイメージなのですが、実態はどうなのでしょう。

【説明者】

おっしゃるとおりです。

【説明者】

危機管理課長です。

ただ、最近は、在住だけでなく在勤の方も多くなってきました。

【部会長】

町内会との連携がほとんどという認識だったのですが、在勤も多いのですか。

【委員】

確かに、形態が変わってきて、在勤の方も増えていますね。

【委員】

また、女性の消防団員も増えていますよね。

【委員】

520人の消防団員の、男女の割合というのは分かるのでしょうか。

【説明者】

印象としては、2割ぐらいが女性です。

【委員】

とても増えましたよね。

【部会長】

消防団のご家族に表彰があるというのは、ご家族にもかなり負担が大きいということなのでしょうか。

【説明者】

そうですね。

火災というのは、24時間いつ起きるか分かりません。消防団は、地域の一番身近な消防機関という位置付けですから、真夜中であっても、近所で火事があれば、飛び起きて、寝巻きの上から防災服を着て出動しなければなりません。このためには、日頃からのご家族の全面的なご支援がなければ続けられません。

消防団員の方からも、家族の理解がないと消防団活動は続けられないという意見をよくお聞きします。

【部会長】

分かりました。

他区でも同じような取組があるのでしょうか。

【説明者】

観劇会ではありませんが、別の形でご家族の方に対する敬意と慰労を表す制度はあると聞いています。

【委員】

観劇に限定しているのでしょうか。

【説明者】

新宿区は観劇に限定していますが、平成25年度は1,076人にご利用いただくなど非常に喜ばれています。

【委員】

消防団員のなり手が非常に少なくなっていると聞いたことがありますが、その対策という側面もあるのでしょうか。

【説明者】

そのような課題はありますが、消防団員の獲得のための事業ではありません。

【部会長】

実際に、消防団員はどの程度不足しているのでしょうか。

【説明者】

550人の定員に対し520人という状況ですから、30人足りないという状況です。消防団の方たちも、地域のお祭りなどの機会を捉えて、消防団員の募集等宣伝活動をされています。

【部会長】

訓練や指導が協働ということですが、これは当然町内会も関わるのですよね。

【説明者】

そうですね。訓練の多くが、防災区民組織という自主組織によるものです。そこで消防団の方たちが、直接指導する形になります。また、消防署の方も参加しますので、防災区民組織、消防団、消防署等が連携して防災訓練、避難訓練を行う形です。

【部会長】

地域防災計画に位置付けられているわけですよね。

例えば、避難できない高齢者の方を助けるといった内容も、地域防災計画には出てくると思うのですが、そういった場合も、消防団の方は何らかの役割があるのでしょうか。それとも、消防団員についてはあくまでも消防の担当なのでしょうか。

【説明者】

消防団に災害時要援護者の安否確認等をお願いすることも、可能性としてはあると思いますが、第一義的には初期消火の体制を取っていただくことになると思います。

災害発生時における災害時要援護者の方たちへの支援については、行政だけでなく、町会の方たちに名簿を配って安否確認のご協力をお願いするなど、いろいろなルートを考えています。そういった意味では、消防団員の役割の順番としては低いのかなと思います。

【委員】

名簿は消防団にも渡しているのでしょうか。

【説明者】

危機管理課長です。

消防署にはお渡ししています。

消防団についても、消防署と連携したご活動に期待しています。

【委員】

個人情報の問題があるからなかなか難しいのでしょうか。

【説明者】

そうですね。

防災区民組織、消防署、民生委員等にお渡ししている名簿については、ご希望のあった方をご登録しているものです。そのときに、名簿をお渡することについて、ご本人からご了承をいただいています。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、危機管理課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長】

本日のヒアリングは以上となります。

次回も引き続き経常事業のヒアリングを行いますのでよろしくお願ひします。

では、閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>